

## 和歌山県バドミントン協会表彰内規

### (目 的)

第1条 この内規は、和歌山県バドミントン協会に寄与した選手及び関係者に対して顕彰を行う。またバドミンントンの普及振興に功績のあったものに対して表彰を行う。

### (対 象)

第2条 本会は、次の個人・団体等を表彰の対象とする。

- (1) 県スポーツ賞を授与された個人・団体等。但し、県協会登録者に限る。
- (2) (1) で受賞された代表指導者又は団体・監督等。
- (3) その他理事会で推薦され会長が認めたもの。

### (表 彰)

第3条 表彰は、各表彰状・記念品を授与する。但し、県スポーツ賞を再度表彰されてもその連盟単位で1回に限る。

### (時 期)

第4条 表彰を行う時期は、原則として年1回で該当者が出たときに、総会の際に行う。

### (付 則)

第5条 本内規の改廃は理事会において行う。

第6条 この内規は、平成16年4月10日から施行する。